

## **素案（第3回策定委員会用）**

# **【仮称】真庭市図書館みらい計画**

**（真庭市図書館基本計画・読書活動推進計画）**

令和3年 月

真庭市教育委員会

## はじめに

### 第 1 章 計画の位置づけ

#### 1 計画策定の背景【**編集中**】

図書館とは、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とであると図書館法で定義されています。そして、地方公共団体が設置する公立図書館の重要な責務は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を持つ住民の知る自由を保障することとされています。この責務を果たすために公立図書館は、資料の閲覧・貸し出し・レファレンスサービスといった基本的な業務を行い、さらに近年は、地域の課題解決に資する資料や情報の提供を行うところ、人と人とがつながる交流の拠点としての役割を担ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進むなかでは、資料や情報と人、人と人とがつながる交流拠点として図書館が活発に利用されていればいるほど、「三密」を生み、感染症のリスクを高めてしまうのではないかと不安が広がりました。新型コロナウイルスの感染拡大によって人と自然の関係、人と人との関わりが問い直されるなか、従来のあり方を変えなくてはならないところ、変えてはいけないところを図書館も考えていかなくてはなりません。

【 社会情勢（Society5.0 や AI など）、学校教育、真庭市ならではの取り組みなどを追加してもよいか 】

人が感染症と共存していかななくてはならないであろうこれからの時代に、持続可能な社会づくりをめざしている真庭市の図書館として、市民の知る権利や学ぶ権利を保障することで個人の自立と地域自治を支え、新たな地域の価値を創造する拠点としての未来像を示すことを目的に「真庭市図書館みらい計画」（以下、「みらい計画」という。）を策定します。

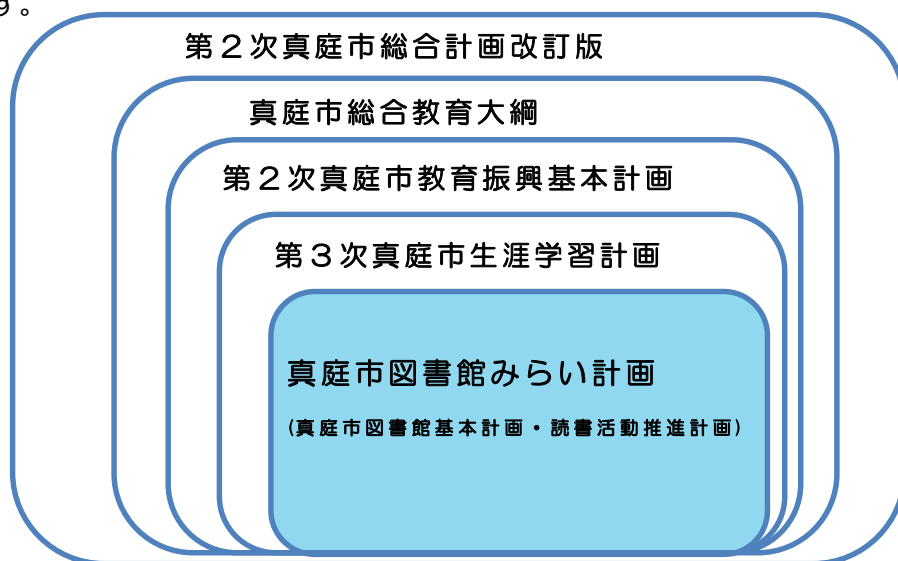
#### 2 計画の位置づけ

##### （1）計画の位置づけ

このみらい計画は、「第 2 次真庭市総合計画改訂版」（平成 27 年（2015 年）3 月策定。令和 2 年（2020 年）12 月改訂。以下、「総合計画」という。）、「真庭市

総合教育大綱」(平成 28 年(2016 年)7 月策定)、「第 2 次真庭市教育振興基本計画」(平成 29 年(2017 年)3 月策定)、「第 3 次真庭市生涯学習計画」(平成 28 年(2016 年)3 月)、に基づいています。

同時に、「子どもの読書活動推進に関する法律」(平成 13 年)第 9 条 2 項に基づく真庭市の子ども読書活動推進計画を内包し、子どもに限らず市民の誰もが自主的に読み、知ることのできる環境を整え、読書活動、知的探究、課題解決を支援するものとしてします。



## (2) 計画期間

本計画の取り組み期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

計画期間中も、真庭市総合計画や情勢の変化を反映し、市民参画による見直しを行っていきます。具体的には、図書館協議会や本計画の策定にあたって開催した「図書館そだて会議」の参加者、策定に関わっていただいた委員に計画の進捗状況を毎年度報告して助言を受けながら進めていきます。

## 第 2 章 真庭市立図書館の使命と未来像

### 1 使命と未来像

真庭市立図書館は、「真庭市図書館基本構想」（平成 24 年（2012 年）11 月策定。以下、「基本構想」という。）により、生涯を通して学ぼうとする市民に必要な情報を提供し、市民の活動を支援し、市民に役立つ図書館となるため目指す図書館像を 5 つ\*定めました。さらに、「真庭市図書館基本計画」（平成 27 年（2015 年）6 月策定。以下、「基本計画」という。）と「真庭市立中央図書館整備基本計画」（平成 27 年（2015 年）11 月策定）により、図書館施設と中央図書館を核とした市内の図書館網を整備し「本の香りがするまちづくり」を推進してきました。基本計画の策定から 5 年が経過し、ハード面の整備が一定整ったことから、このみらい計画では基本構想で示した 5 つの目指す図書館像をベースとして、新たな使命と未来像を描くこととします。使命と未来像の設定にあたっては、図書館の現状と課題の分析、「図書館そだて会議」による市民からの意見聴取を行いました。内容については、p. ●～をごらんください。

\*子どもの成長に役立つ図書館、人づくりに役立つ図書館、暮らしに役立つ図書館、地域おこし、まちづくりに役立つ図書館、文化振興に役立つ図書館の 5 つ

## （1）使命

**真庭市立図書館は、図書館が持つ資料、情報、場所、司書というあらゆる資源をもって市民や団体による地域自治を全力を挙げて支援することを使命とします。**

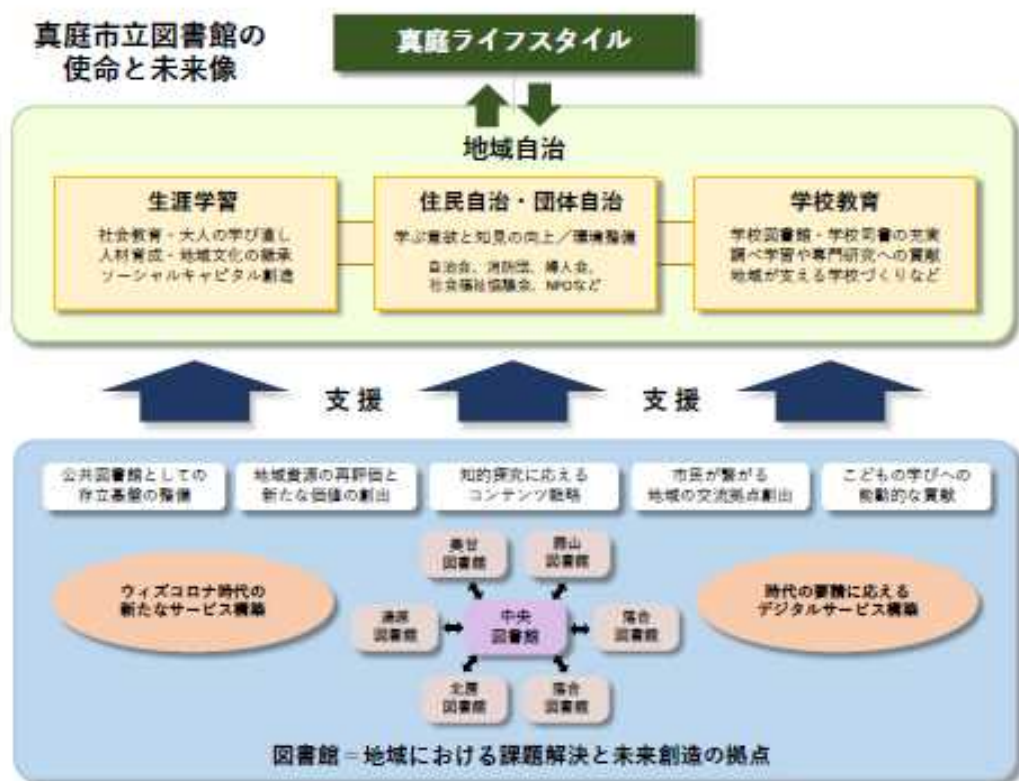
「総合計画」では 2040 年までに「真庭ライフスタイル 多彩な真庭の豊かな生活」をさらに進化させるとしています。「真庭ライフスタイル」とは「自分の手で作り上げていく『生き方』、誇りを持って生きていく『考え方』、互いを尊重した『暮らし方』」であり、地域で市民や団体が地域の情報を共有し、地域のことをわが事として話し合い、考え、力を合わせて地域に必要な取り組みを行っていく地域自治によって成り立つものです。真庭市立図書館は市民や団体による地域自治を支援します。

## （2）未来像

真庭市立図書館は、次に挙げる 4 つの役割を持つ場となることをめざします。

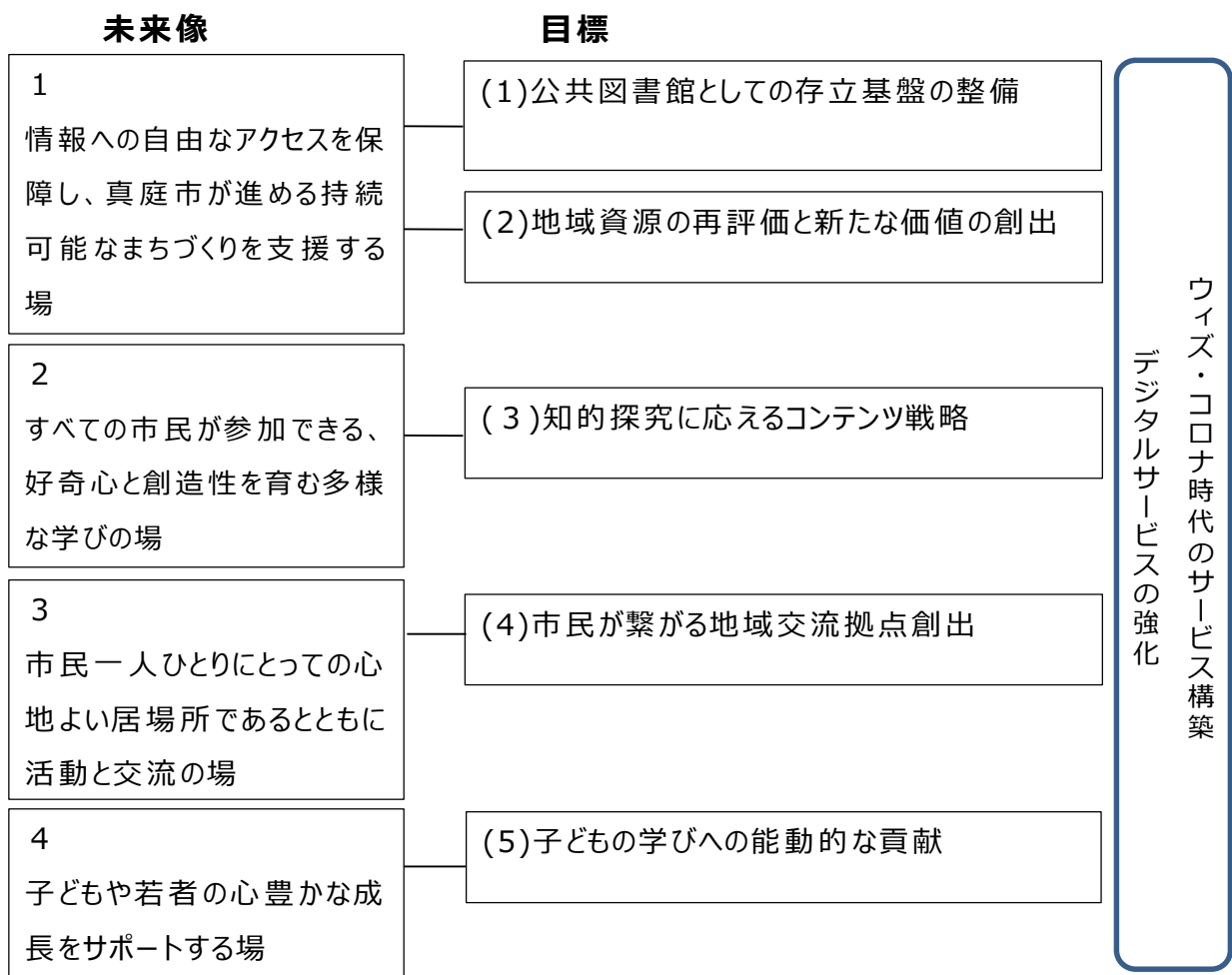
1. 情報への自由なアクセスを保障し、真庭市が進める持続可能なまちづくりを支援する場
2. すべての市民が参加できる、好奇心と創造性を育む多様な学びの場
3. 市民一人ひとりにとっての心地よい居場所であるとともに活動と交流の場
4. 子どもや若者の心豊かな成長をサポートする場

【イメージ図】



## 2 未来像へ向かって進むための基本目標とアクションプラン

使命と未来像を実現するために、5つの目標と基本施策を定めます。



これら5つの目標を達成するためのアクションプランは次の通りです。

## (1)公共図書館としての存立基盤の整備

### アクションプラン

内容	期待される成果
図書館長の諮問機関である図書館協議会のほか、みらい計画策定に当たって開催し、図書館に対する市民の思いを聞く貴重な機会となった「図書館そだて会議」を計画策定後も定期的に開催することで、図書館運営の評価への市民参画を進めます。	図書館が市民による地域自治を支援する場となっていきます
紙資料はもちろん、さまざまな媒体の資料から市民が学び、情報を得る環境を整備するよう努めます。タブレットやアプリの使い方、SNSの始め方、インターネット検索についてなどの講習会を行い、市民の情報収集力・発信力、ICTメディアリテラシー*の向上を支援します *ICTメディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念（総務省ウェブサイト「情報モラル ICTメディアリテラシー教材」より）	多様な学びや読書、情報ニーズに対応することで市民の知る権利、学ぶ権利を保障し、個人の自立を支えることができるようになります
図書館がどんなところか、何に取り組んでいるか、何ができるところなのかなどを図書館ホームページや公式 SNSなどで分かりやすく知らせます	図書館の使い方が分かり、市民が図書館を身近に感じられるようになります
図書館ホームページと蔵書検索システムの整備、電子メールによるレファレンスの受付やデジタル化した資料の提供など、市民に役立つ図書館システムを維持します	必要な情報や読みたい本を探しやすくなります
自動車文庫「ブックるんまにわ」の機動性を活かし、人が集まるイベントなどに出向きます	図書館利用のきっかけ作りや知るたのしさを広めていくことができます

市職員の業務に役立つ資料や情報の提供、市主催の講座や催事への資料・情報の提供を行います	庁内他部局への支援と連携を通じて市民と地域の課題解決を支援することができます
二元代表制という地方自治の原則により、議会事務局と連携して議会図書室の整備を行うなど、資料提供やレファレンスサービスを行います	市民の代表である市議会議員が適切な行政運営の監視を行えるようサポートできるようになります
図書館専門研修のほか、新しい情報技術に関する研修受講など司書のスキルアップを行います	司書が市民一人ひとりに適切な情報を提供・案内できるようになります

## (2)地域資源の再評価と新たな価値の創出

### アクションプラン

内容	期待される成果
真庭市らしいSDG sを再発見し、情報発信します	SDG sの認知度がさらに向上し、市民が自分事として深く理解することができます
真庭のヒト・コト・モノを図書館の地域資料として収集し、蔵書と組み合わせて提供します。様々分野で活躍している人やちょっとした特技を持つ人の情報を図書館でデータベース化し、必要としている人に届けます	真庭の魅力が図書館で増幅し、蓄積されていきます
各図書館に設置している「特色ある蔵書コーナー」を充実させ（テーマの再検討含む）、地域のヒト、コト、モノをさらに深く知ることのできるコーナーにします	真庭の7つの図書館がその地域になくはない図書館にそだちます
市民や博物館、公民館など市内施設等との協働・連携により資料や映像、写真などデジタル化や公開を進めます。そのために、他自治体の取り組み事例の調査、地域情報化アドバイザー	真庭の歴史や文化を次世代に引き継ぐことができます



ーの活用などによる資料のデジタル化および活用方法の研究などを行います	
地域郷土資料を活用したイベントの開催など、活用方法の提案を通じてアーカイブ化への機運を醸成します	真庭の歴史や文化を次世代に引き継ぐことができます
酒造り、林業、バイオマス、製茶、農業、牧畜業など地元の多彩な産業や商業、伝統工芸の魅力を知るイベントやプログラムを図書館で開催していきます	真庭の歴史や文化を次世代に引き継ぐことができます

### (3) 知的探究に応えるコンテンツ戦略

#### アクションプラン

内容	期待される成果
資格や免許を取る、好きなことを究めるなど学びたくなった時にいつでも学べるよう、資料と環境を整えます。たとえば、放送大学やMOOK（大規模公開オンライン講座）の活用など。	図書館が一生学び続けられる市民の学び（学び直し）の場となります。 市民の教育を受ける権利を保証し、デジタル・デバイドを解消することにつながります。
真庭のヒト・コト・モノのデータベース化による、学びたい人と教えることのできる人のマッチングを行います	真庭ならではの学びの場が生まれます
真庭市内だけでなく、他自治体図書館、国立国会図書館などからも資料を取り寄せるほか、知りたいことを調べる時に適したインターネット情報の案内や専門機関の紹介、オンラインデータベース（新聞、法律・判例など）の充実を検討します	市内のどこに住んでいても必要な資料や情報を手に入れることができます

市民のインターネットアクセス環境を保証するため、図書館内の wifi 環境を整備するとともに、ノートパソコンやタブレットなどの館内貸出などを検討します	市民のデジタル・ディバイドの解消につながります
図書館での ICT メディアリテラシー講座、市民の学習会やオンラインイベント、遠隔プログラム受講など、より多様な学びのニーズに応えられるよう環境を整備します	市民のデジタル・ディバイドの解消につながります
大学や美術館・博物館など社会教育機関と連携し、学びと知る楽しさの深まる共同企画の開催などを検討します	図書館と多様な関連機関とが連携することで、市民の知りたい（読みたい、聞きたい、語りたい、書きたい、見たい等々）気持ちに応えることができます
まちで何が起きているか、何が起きたらよいか、何を知ってほしいか、何が解決できるかを考えた選書や情報収集と提供を行います	市民が地域の課題に気づき、それを共有し、解決に向けた行動を取る後押しができます

#### (4)市民が繋がる地域交流拠点創出

##### アクションプラン

内容	期待される成果
図書館が企画するものだけでなく、市民発案によるイベントやプログラムの開催支援を行います	市民の新しい活動の場や、市民同士の新しい繋がりきっかけが生まれます
動画配信「まにわとしょかんチャンネル」の内容の充実やオンラインでの読書会の開催、デジタル化した地域郷土資料の公開なども検討します	自然災害や感染症流行等の状況下でも、市民が平時と変わらず適切な情報を得られ、少しでも不安な気持ちがなくなり落ち着いて過ごせるようなコンテンツや「場」を提供できるようになります。また、シニア世代が自力で図書館へ来ることが

	できなくなっても自宅から参加し、人となりがり知る楽しさに触れ続けられるようになります
図書館で静かに過ごしたい、親しい人や司書と語り合いながら本を選びたいなど、多様なニーズを持った市民が心地よく過ごせる環境を整えるよう努めます	用事が無くても図書館に行ってみようと思う人を増やすことができます
図書館だけでなく、商店やカフェなど人が集まる場所に本棚を置き、誰でも自由に手に取ることのできる「まち並み図書館」への協力者を増やします。「まち並み図書館」を始めたい人をサポートします。本を置きたい人をサポートする	図書館だけでなく、市内のあちこちで本を介した出会いが生まれます
自動車文庫「ブックるんまにわ」の機動性を活かし、人が集まるイベントなどに出向きます	図書館利用のきっかけ作りや知るたのしさを広めることができます

## (5)子どもの学びへの能動的な貢献

### アクションプラン

内容	期待される成果
希望する放課後児童クラブなどにまとまった冊数の児童書を貸し出し、巡回して使ってもらえるよう検討します	子どもに本の豊かな世界を届けることができるようになります
ボランティアと協力して図書館でおはなし会を開催するほか、乳幼児と保護者が集まる場所へ出向き、読み聞かせを行う機会を増やすことを検討します	乳幼児期から本とふれ合い、周りの人に本を読んでもらう温かい体験の大切さを保護者にも知ってもらうことができます
教育委員会、学校、学校司書と連携し、公共図書館と学校図書館との蔵書の効果的な利	学校図書館への積極的な支援を通じて子どもたちの学びに貢献します

用に向けた協議を始めます	
学校での授業や様々な学習活動、子どもの居場所としての学校図書館活用研修を教員だけでなく、保護者や市民などを巻き込んで開催します	学校図書館法に定められている、学校図書館の目的*を、子どもに関わる人たちが共有するようになります *学校の教育課程の展開に寄与するとともに、子どもたちの健全な教養を育成すること
教員が主体的・対話的で深い学びの視点から授業を行えるよう、支援します。	児童生徒が社会に出てからも学校で学んだことが活かせるような教育が行われるようになります
高校生が講師となる体験会や勉強会など、子どもが企画、実施に関わることができる事業を学校と地域の大人と連携して行います	多世代による交流が生まれ、地域への愛着を育まれます

### 3 指標と目標

図書館サービス全体の評価指標として、実貸出利用率と貸出密度の変化を見る定量的評価を行います。あわせて、「みらい計画」策定に当たって開催した「図書館そだて会議」を最低年に1回開催するなどでふり返りを行い、評価点と課題を把握することとします。

※ 実貸出利用率は図書館業務統計により算出。貸出密度は「岡山県内公共図書館調査」の数値を使用。

平成30年7月に中央図書館が開館したため、29年度から30年度の貸出密度の伸び幅が大きくなっている。

#### (1) 実貸出利用率

実際に市民が1年間に1度でも図書館の資料を貸し出し利用したかどうかをみる指標です。一般的に、30%を超えれば比較的水準が高いとされています。

真庭市立図書館の2019年度の実貸出利用率は19.2%でした。この数値を、30%に近づけていくことを目標とします。

## (2) 貸出密度

貸出密度は、住民一人当たりの年間貸出冊数を測る指標です。貸出密度が高いほど、住民に活発に利用されていることを示しています。岡山県内の図書館での平均は6.02冊、上位10位の平均は7.2冊。全国の市のうち人口が4万人以上6万人未満の157市のうち上位10位の平均は10.7冊となっています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値 (令和7年度)
貸出密度	4.2冊	5.7冊	6.0冊	10.0冊

## (3) 市民による評価点と課題

### 策定委員会や2020年度「図書館そだて会議」で把握した内容

#### 【未整理】

中央図書館は、2018年に整備されたが地区図書館との連携を牽引していく司令塔としての役割を担いきれていない。地区図書館で取り組み実績や、抱えている課題を吸い上げ、全館で共有することで全体に波及させていくことが必要である。そのためにも、イベントや展示企画の巡回等、情報を連動させる仕組みづくりも検討していく必要がある。

また中央図書館は地区図書館だけでなく、学校図書館など地域全体との連携の窓口として一層の機能を果たすことが求められる。中央図書館と地区図書館との間での蔵書の新鮮さや種類の格差についての意見が複数の「図書館そだて会議」の複数会場で出ていたので、選書方法の見直しや蔵書の巡回等も検討していく必要がある。

地区図書館は限られた人員での運営体制だからこそ、中央図書館、他の地区図書館と連携し、レファレンス等、図書館サービスの質を維持することが求められる。地区図書館として、郷土資料等、地域の情報の収集、整理、保全をし、中央図書館で集約、広く情報発信ができるようにする必要がある。また、地域の歴史や産

業、観光資源に着目し、その地域の魅力を伝える役割も果たしていくことが求められている。

- ・イベント等を図書館で何もかも担う必要は無い。もっと市民の力を借りるとよい
  - ・（基本構想の5つの目指す図書館像を受けて）図書館が役に立つとはどういうことか？役に立たないといけないのか
  - ・市民が活動できる場、やりたいことを実現できる場をつくることが大事
  - ・「市民に寄り添ってくれる「なにかしたい気持ちを受け入れる」図書館になってほしい。
  - ・図書館と音、にぎやかさの問題
  - ・親子とシニア世代にとっての安心な居場所
  - ・「図書館そだて会議」は来たい人が来ていて、図書館の人もやりたいからやっている、感じがしている
  - ・学校図書館の本が古いのでなんとかしてあげてほしい
  - ・図書館のサービス内容や図書館でできること（wi-fi が使えるとかデジタルサイネージとか）が、来館者にもよく知られていない
- 等々・・・



議 論点まとめ」によると、社会構造や雇用環境の急速な変化による予測不能な時代への対応が求められ、多様で大量の情報へのアクセスが簡単になる一方で、視覚的な情報と言葉の結びつきが希薄化している現状では、子供の読書活動は「精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」の育成に資する」とされています。ここでいう、「子供」とはおおむね 18 歳以下の人のことを言います。そこで真庭市では、おおむね 18 歳までの読書や情報活用能力の獲得が、それ以後の人生をさらに豊かにする大切な基礎となるという考えを重視しながら、子どもから大人まですべての真庭市民のための、これからの時代の読書活動推計画を策定し、取り組みを進めていきます。

#### (1) 乳幼児とその保護者

ここでは、乳幼児とその保護者、幼稚園、保育園、こども園、地域の子育て支援拠点、親子クラブなどに対する取り組みについてまとめます。

##### 【現状と課題】

##### ・ 市立図書館・子どもの本のコーナー

全館で絵本を排架しているスペース近くに靴を脱いであがれるようマット等を置き、図書館に来館した乳幼児とその保護者が絵本とともにゆったり過ごせるように工夫をしています。子育て関連の図書や親子で参加できるイベントの案内など各種情報を絵本とともに排架している館もあります。今後はここからさらに取り組みを進め、生まれる前のおなかの中の赤ちゃんに対する肉声での語りかけや読み聞かせの大切さも子どもの成長に大切なことを家族や保護者に伝える機会を増やしていきます。

地区図書館ではスペースの都合上、児童書と一般書のコーナーを完全に分けることができません。このため、一部利用者からは子どもの声がうるさいという意見や、子どもを連れだと図書館で気兼ねしてしまうという保護者の声が聞かれます。図書館は赤ちゃんから高校生くらいまでの子どもたちが思い思いに安心して過ごせる場所です。子どもの声が聞こえ、笑い声が響いていることは、図書館にとっても真庭市にとっても幸せなことではないでしょうか。子どもたちを温かく見守りつつ、公共の場での過ごし方を保護者と周りにいる大人と図



書館とで一緒に教えていくことを大切にしたい、という姿勢を明示することが必要と考えています。

- ・ 読み聞かせ、おはなし会

現在、中央図書館、久世図書館、落合図書館、北房図書館では図書館内や図書館と同じ複合施設内の部屋で職員やボランティアによるおはなし会が定期的に行われています。美甘図書館では、近くのこども園と小学校に職員が出向いて読み聞かせを行い、湯原図書館からは読み聞かせボランティアが近くの子育て支援拠点へ出向いています。蒜山図書館では昔語りのおはなし会が定期的に行われています。

- ・ 「ブックスタート事業」

真庭市では赤ちゃんが誕生したお宅へ地域の愛育委員が訪問して絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を平成 19 年度から行っています。この時に絵本と共に保護者に渡されるパンフレットと、読み聞かせの大切さを伝えるために 0 歳から 6 歳までの子ども向けの絵本を紹介するパンフレットが配布されており、図書館が作成に協力しています。

#### 【サービス方針】

- ・ これから親になる人、おなかの中の赤ちゃんとその家族、乳幼児とその保護者がわらべうたや絵本と出会い、親しむ機会を増やします
- ・ 乳幼児とその保護者が利用しやすい図書館をめざします
- ・ 幼稚園、保育園、こども園のほか健康推進課、子育て支援課、真庭市愛育委員会、学校教育課など乳幼児や保護者に関連する関係機関との連携を進めます

#### (2) 小学生、中学生

##### 【現状と課題】

- ・ 市立図書館

市立図書館では子どもの成長と興味にあわせた幅広いジャンルの児童書の収集に努めているほか、工作教室や映画会、「図書館ビンゴ」「なぞとき図書館」「ぶっくじ」など子どもからおとなまで楽しめる催しをおこない、図書館の利用促進につなげています。市立図書

館へ足を運ぶ子どもが子どもが、読んでもらうことから自分で読むことにも関心を向け、自ら進んで読み、知ることを楽しむようになる支援を引き続き行う必要があります。

小・中学校に対しては、授業や課外活動に使用する資料の団体貸出や、図書館見学を受け入れる「ようこそ図書館へ」を行っています。「ようこそ図書館へ」では、館内の見学のほか、図書館の使い方や本の探し方の説明や資料の貸出、読み聞かせなどを行っています。現在は、一部の小学校からの参加に留まっています。今後はできるだけ多くの小学校から参加してもらえよう働きかけていきます。

- ・ 学校図書館との連携

真庭市は市域が広く、子どもが自力で市立図書館へ足を運ぶことが困難な事が多いため、学齢期の子どもが生活の大半の時間を過ごす学校との連携が特に重要です。学校には、授業や図書の時間などで本の親しみ、資料・情報の活用について学ぶことができる学校図書館があります。学校図書館は児童生徒や教員にとっての、読書活動の拠点となる「読書センター」、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター」、情報活用能力を育む「情報センター」の役割を持っています。学校図書館がこの3つの役割を十分に果たすためには、資料と人材（司書教諭、学校司書等）両方の充実が必要だとされています。GIGA スクール構想により、児童生徒に一台ずつノート PC が配布されます。ICT を活用しながら主体的・対話的な学びを深めるためにも、学校図書館の「情報センター」的な役割は今後ますます重要になると考えます。

真庭市では小学校 20 校と中学校 6 校の学校図書館に 9 人の学校司書が配置され、司書教諭は小学校 14 校、中学校 2 校が配置されています。このうち小学校 8 校には 2020 年度より中央図書館の司書 2 人を派遣しています。しかし、学校司書が複数校兼務であることから、児童生徒の在校時間中、常に学校図書館が開館していなかったり、先に挙げた 3 つの役割が十分に発揮できていないところがあります。

「学校図書館図書標準」は小学校 13 校、中学校 5 校で達成されています。しかし、学校司書に聞き取りを行い、実際に学校図書館に足を運び状況を確認したところ、児童生徒や教員の活用に耐えうる蔵書が十分であるとは言えないことが分かりました。同時に、蔵書管理システムが導入されていないこともあり、正確な所蔵冊数が全校で把握で

きているとはいいがたい状況です。

学校図書館間及び、市立図書館と学校図書館間で資料を運搬する仕組みが整備されていないため、市立図書館司書や学校司書、教員による貸出・返却資料の運搬が行われていることも課題であると認識しています。

#### 【サービス方針】

- ・ 図書館を子どもが安心して過ごせる居場所の一つにしていきます
- ・ 学校と連携して子どもが読む力、調べる力、多様なメディアを使いこなす力をつける支援をします
- ・ 図書館の蔵書の効果的な活用のために、学校図書館への蔵書管理システムや資料運搬システム導入は欠かせません。早期の導入に向けて、関係部署と協議を進めます
- ・ 学校図書館を活用した調べ学習、読書活動を支援します
- ・ 教員を対象とした図書館サービスの充実を図ります

### （３） 高校生、10代の人たち

#### 【現状と課題】

様々な方面に興味を広がり、読書や図書館から足が遠のく世代であり、高校生の不読率（1年間に一冊も本を読まない人の比率）がなかなか減少せず、高校生の読書離れであるとして全国的な課題となっています。

図書館では、小学校高学年から18歳程度の年齢層に向けた「ヤングアダルトサービス」を行っています。この世代向けの資料を児童書や一般書とは別に排架し、コーナー作りをしています。しかしながらまだ、紙資料の提供が中心であり、この世代の幅広い関心に応えることができていないとも言えません。中央図書館では試験期間中などに個別学習室とグループ学習室で多くの高校生の姿を見かけることから、この世代が自学自習したり、友達と集まって過ごせるスペースが求められている事が分かります。この世代が自由に使うことができ、それぞれの興味関心をさらに広げ、深めていけるようなメイカースペース\*の設置も今

後検討する必要があると考えます。

真庭市内には、岡山県立勝山高等学校勝山校地、同蒜山校地、岡山県立真庭高等学校落合校地、同久世校地の4つの高等学校があります。真庭高等学校落合校地には看護系の専攻科が設けられています。このうち、勝山高等学校勝山校地と真庭高等学校落合校地には学校図書館があり、学校図書館事務員が配置されています。しかし、十分な連携はできておらず、市立図書館からイベントの案内や図書館だよりなどを配布しても、目立った反応はないのが現状です。

本計画策定にあたって開催した、落合図書館での図書館そだて会議では、久世高等学校落合校地看護科の生徒が参加したことから医療・看護系の資料収集を高校の学校図書館と協力して行うという動きが生まれています。蒜山図書館での図書館そだて会議では、勝山高等学校蒜山校地で授業に関わっている地域おこし協力隊員から高校生の意見やアイデアの報告があり、図書館で購入している雑誌の見直しや図書館へ来ている市民との共催イベントの開催などの機運が盛り上がりつつあります。

\*メイカースペース：3Dプリンターやレーザーカッターなど普通にはなかなか利用できないハイテク機材や自転車の修理工具、はんだごて、ロボット作製キットなどを備え、様々な創作活動を支援しようとする公共スペースのこと。

#### 【サービス方針】

- ・ 図書館の「ティーンズコーナー」に多様な資料の充実を図ります
- ・ 市内の高等学校との連携を深め、ICTメディアリテラシー教育やキャリア教育、地域学への支援などを行います
- ・ 高校生が講師となる体験会や勉強会など、この世代が企画、実施に参画する事業を学校と地域の大人（地域おこし協力隊や商工会議所青年部）と連携して行うことを検討します・この世代の興味関心に応えられるような資料・情報・場所の提供をめざし情報収集と検討をすすめます

（4）成人（働きながら読む、学ぶ世代・暮らしながら読む、学ぶ世代）

#### 【現状と課題】

貸出サービス、レファレンスサービス、講座・講演会・上映会などの開催。生活や仕事に関わるさまざまな課題解決の支援を行っています。

#### 【サービス方針】

- ・ 市民による課題発見とその解決を支援します
- ・ 市民の活動の場を提供します
- ・ こんなことができたらいいな、やってみたいなという気持ちを後押しし、実現につなげます

### （５）シニア世代

#### 【現状と課題】

ほかの世代に比べて可処分時間が多く、仕事や暮らし、人生の豊かな経験を持つシニア世代は、今や地域やまちづくりの主役といってもいい存在です。真庭市でも子どもへの読み聞かせや、民話の語り、地域を盛り上げるイベントなどで多くのシニアが活躍されています。図書館でも、資料を借りるだけでなく、毎月の映画会を楽しみにされている方々が多数いらっしゃいます。一方で、年齢を重ね自家用車の運転を控えざるを得ず、図書館へ来にくくなった、高齢の利用者が多いのに大きな活字の本が少ない、図書館で司書やほかの利用者とコミュニケーションを楽しみたいと言う声も聞かれます。シニア世代がそれぞれの体力や健康状態にあわせて学び、知る体験を続け、地域と関わり続けられるような環境整備が必要です。

今後は、シニア読者が読みやすい大きな活字の本だけでなく、活字の大きさを変えることが電子書籍、耳からの読書が楽しめるオーディオブックなど多様な資料の収集や扱いやすい読書支援機器の整備、暮らしや趣味を豊かにできる講座の開催などを検討します。

#### 【サービス方針】

- ・ シニア世代の生きがいを支える情報提供、学びの支援を行います
- ・ 高齢者支援課や高齢者施設等と連携して、シニア世代が利用しやすい環境を整備します

## (6) 多文化共生

### 【現状と課題】

真庭市には2020年3月31日現在、314人の外国人住民が暮らしています。国籍は、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、フィリピン、インドネシア、タイなど17か国となっています。真庭市では、「真庭市国際化推進指針」（平成20（2008）年2月）を定め、国籍に関係なくすべての人々が安心して暮らせる社会をめざし、行政情報などの多言語化を進めています。

### 【サービス方針】

- ・ 庁内関係部局や市内の活動団体と連携し、現状把握と図書館へのニーズの把握に努めます
- ・ 多言語対応の利用案内作成や「やさしい日本語」での案内を検討します

## (7) 多様な個性（心身障害、バリアフリー、LGBTQ、学習障害・・・）、図書館利用が困難な人 ←要検討

### 【現状と課題】

2019年6月にいわゆる「読書バリアフリー法」が施行されました。これまでも図書館では、カウンターで筆談に応じ、大きな文字で印刷された「大活字本」や短い文章と絵や写真でやさしく読める「LLブック」、朗読CDなどの収集・提供、啓発展示を行ってきました。ボランティアによる対面朗読は今のところ利用実績がありません。

今後も当事者の声を聞きながら必要とされる資料やサービスの提供に努めます。

また、高齢者、妊産婦、学習障害のある人、家庭環境の複雑な子ども、LGBTの子どもなど、さまざまな理由で図書館の利用や読書や情報入手が困難になりがちな人たちのニーズを探り、知識、思想、文化、情報への自由なアクセスを保障できるよう努めます。

### 【サービス方針】

- ・ 庁内関係部局や市内の活動団体と連携し、現状把握とニーズの把握に努めます

## データ集 【編集中】

### 1. 真庭市立図書館の現状

#### (1) 活動状況

真庭市の図書館は、平成 17 年の市町村合併により、久世、勝山、蒜山に 3 つの図書館、北房文化センター、落合公民館、湯原ふれあいセンター、美甘保健文化センターに 4 つの図書室という体制でサービスを開始。平成 28 年には北房、落合、湯原、美甘も図書館となりました。

現在、中央図書館と 6 つの地区図書館（北房図書館、湯原図書館、美甘図書館、久世図書館、落合図書館、北房図書館）、1 台の自動車文庫が整備され、図書館サービスを行っています。

《図書館と巡回ステーションの位置図挿入》

全館（BM 含む）の開館日、延べ床面積

2019 年度実績での蔵書冊数、貸出冊数、利用者数、登録者数

人口 4 万人以上 6 万人未満の自治体の市立図書館との比較

#### (2) 真庭市立図書館のコロナ禍における対応（2020 年度）

コロナ禍の状況では、公共図書館や公民館図書室等では休館を余儀なくされたり、サービスを縮小せざるを得ないことがあります。しかしながら、各地の図書館・図書室で可能な限り資料や情報へのアクセスを確保する、あるいは外出自粛により家にこもりがちになった人々の孤立を防ぐといった工夫を凝らしたさまざまな取り組みを行っています。これらの事例は、saveSMLK プロジェクトの「COVID-19 の影響による図書館の動向調査」\*や国立国会図書館「リサーチ・ナビ」の「新型コロナウイルスに関する図書館等の取組（更新日 2020 年 12 月 15 日）」\*で知ることができます。

真庭市立図書館での主な取り組みは以下の表にまとめました。

\* COVID-19 の影響による図書館の動向調査 : URL(●年●月●日閲覧)

\* 国立国会図書館「リサーチ・ナビ」の「新型コロナウイルスに関する図書館等の取組 (更新日 2020 年 12 月 15 日)」 : URL(●年●月●日閲覧)

年月日	真庭市立図書館	全国

### (3) 「真庭市図書館基本構想」および「真庭市図書館基本計画」の進捗状況と課題

基本構想では、市民の様々なライフステージにおいて、市民を支援する図書館、市民に活用され役立つ図書館となるために、「目指す図書館像」として次の 5 つを掲げていました。

- ①子どもの成長に役立つ図書館
- ②人づくりに役立つ図書館
- ③暮らしに役立つ図書館
- ④地域おこし、まちづくりに役立つ図書館
- ⑤文化振興に役立つ図書館

そして、これらの「目指す図書館像」を実現するためのサービス内容と組織運営のあり方を、さらに基本計画で具体的な施策を挙げていました。ここでは、これらを整理し進捗状況と課題をまとめます。

#### ○進捗状況

##### ①図書館の施設整備 (中央図書館、地区図書館、自動車文庫)

・平成 27 年 4 月に蒜山図書館を移転、令和 2 年 4 月に湯原図書館をリニューアル



ーブン、平成 30 年 7 月に中央図書館が開館したことで、本庁・振興局単位での施設整備を完了した

- ・令和元年 7 月自動車文庫の運行を開始。10 コース、28 か所に巡回している

## ②図書館の組織運営（館長、職員、司書）

- ・平成 31 年 4 月より、全地区図書館に司書資格を持つ任期付職員を 1 名ずつ配置
- ・令和 2 年 4 月、中央図書館内に、教育委員会生涯学習課の課内室として図書館振興室を設置。正職員 3 名、特別職非常勤の専任中央館長が着任した。
- ・地区図書館長は振興局の地域振興課長との兼務。振興局内に図書館担当者を 1 名兼務配置している

## ③資料収集・蔵書管理

- ・全 7 館が電算管理システムで結ばれている
- ・中央図書館では図書に IC タグを貼付し自動貸出機・読書通帳の利用が可能である
- ・各館の蔵書をバランスよく構築するために、地区館からの購入希望リストをもとに中央図書館で選定会議を実施している
- ・各図書館で地域の特色をふまえた資料収集を実施し、コーナーを設置している
- ・必要に応じて古書や寄贈本の受け入れも行っている

## ④情報発信

- ・図書館だより発行のほか、市広報、告知放送、タウン誌、図書館ホームページ、Facebook、Youtube「まにわとしょかんチャンネル」などにより、図書館からの情報発信を行っている

## ⑤市民との協働による図書館運営

- ・図書館によっては読み聞かせをしている市民（グループ）がいる
- ・中央図書館に「中央図書館サポーターズ」があり、館内に「サポーターズコーナー」がある
- ・「中央図書館サポーターズ」により、本の紹介や映画会などのイベントが開催されている
- ・中央図書館には複数のボランティア団体が組織されていたため、令和 2 年 8 月に中央図書館に登録のあるボランティアの合同会議を開催した
- ・久世図書館では蔵書点検等でボランティアの協力を受けている
- ・イベントの一つとして利用者による図書の紹介を行っている館もある
- ・勝山地区を中心に「まち並み図書館」を 15 か所に設置（令和元年度中）

- ・司書資格取得支援事業の補助を受けて、9人が司書資格を取得した（令和2年12月現在）

#### ⑥各種図書館サービス

- ・各館で調べごとの支援や読書相談といったレファレンスに応じている
- ・令和2年5月から「真庭市立図書館」として国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」（※）に参加している（これ以前は「真庭市立久世図書館」として参加していた）
  - ※全国の図書館が、それぞれの館で利用者からのレファレンスにどんな資料を使ってどのように回答したかなどを共有している仕組み
- ・各館でイベントや講座を開催している。全館合同イベントは年4回開催
- ・全館でふた付き飲料の持ち込みが可能。中央図書館には飲食スペースがある
- ・中央図書館開館時に、全館の開館時間を9時にそろえ、閉館時間は地域事情を勘案して館ごとに定めた。市内全館が休館することがないように、月曜日、火曜日、水曜日に休館日を分けている

#### ⑦保育園、幼稚園、小・中学校、高校など地域の様々な教育機関との連携

- ・図書館から団体貸出を行っている園、小・中学校がある
- ・図書館振興室が主催し、学校司書の打ち合わせ会を定期的で開催している
- ・教育委員会主催で、図書館司書や教員と学校司書の合同研修会が年1回行われている
- ・学校での学習や委員会活動の成果を展示している市立図書館がある
- ・学校便りを館内に掲示、地域資料として保存している図書館がある
- ・図書館で小学生の図書館利用教育（図書館見学）、中学生のチャレンジワーク、高校生のインターンシップを受け入れている

#### ○課題

全館で開催した「図書館そだて会議」や市民委員も参画した策定委員会、職員インタビューなどにより把握した真庭市立図書館の主な課題は次の通りです。

#### ①図書館の施設整備（中央図書館、地区図書館、BM）

- ・館内の閲覧スペースが十分に確保できていない地区図書館がある
- ・利用者が少ない、まったく来ない自動車文庫の巡回場所がある
- ・地区図書館にも中央図書館にも十分な書庫スペースがない

## ②図書館の組織運営（館長、司書、職員）

- ・合併後 15 年経っているものの、2018 年に中央図書館が開館するまでは、業務委託している久世図書館が中央館図書的な役割を担いながら全 7 館がゆるいまとまりで運営されてきた。このため合併前の各地域の図書館（室）というあり方から脱しきれていない
- ・地区図書館は任期付職員 1 名と時間単位の会計年度職員とで運営している。このため、司書資格を取得して初めて採用されて地区図書館を任された職員や、中央図書館から異動になり地区図書館を任された職員が不安を抱えながら業務にあたっている様子が見られる
- ・現場の職員が安心して働き、司書としてスキルアップしていける環境を作る必要がある
- ・現在、「真庭市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」により各振興局の地域振興課長が地区図書館長を兼務している。市内全館の運営方針について共通認識を持ち、すべての市民に等しく図書館サービスを届けるために、図書館振興室長、中央図書館長、地区図書館長による定期的な会議の開催が必要である

## ③資料収集・蔵書管理

- ・地区図書館の中には書架の収容冊数が限界を迎えているところがあるが、適切な除架が行えていない
- ・中央図書館と地区図書館とで資料の収集と保存について役割分担を行い、効果的な資料運用が必要
- ・限られた予算の範囲内で多様な図書を蔵書とするため、なるべく複本（同じ図書を 2 冊以上購入すること）を持たないように調整している。このため受賞作や話題作、ベストセラーの複本が少ない、書棚で実際に手にとって図書を選びたい（他館からの予約取り寄せまで望まない、ネットを使えない）利用者からの不満の声が聞かれる
- ・市民の多様な情報ニーズに応えるために図書、雑誌、新聞などの活字資料に加え、インターネットで提供されるオンラインデータベースなどの情報ツールの提供と、これら多様な資料を市民が使いこなすための支援が必要である
- ・市が発行している資料（行政資料など）を中央図書館で収集しきれていない

#### ④情報発信

- ・インターネットを使った情報発信は館により頻度に差がある
- ・情報を届けたい対象によって広報の手段を使い分けて効果的に情報発信を行う必要がある

#### ⑤市民との協働による図書館運営

- ・市民ボランティアの活動がない地区図書館がある
- ・「司書資格取得支援事業」の活用が不十分。協働による図書館運営とは何をめざすものなのか再検討する必要がある

#### ⑥各種図書館サービス

- ・地区図書館では人手や場所が不足しており、思うように主催行事を行えない

#### ⑦保育園、幼稚園、小・中学校、高校など地域の様々な教育機関との連携

- ・地域の様々な教育機関における資料の所蔵状況や読書活動の詳細について把握していく必要がある
- ・前基本計画策定当初は、市民が身近に図書にふれる機会を確保するために「学校図書室」を活用を検討するとしていたが、学校図書館自体の整備が十分とは言えないため検討の段階にいたっていない
- ・将来の真庭市民である子どもが読書に親しみ、情報を活用する力を身につけていくために小・中学校の学校図書館と連携していく必要がある

### (4)「図書館そだて会議」

令和2年9月、12月から1月にかけて市内全館で「図書館そだて会議」を開催して、図書館への思いや、図書館でやってみたいこと、やっていきたいことなどを話し合いました。

《図書館そだて会議のレポート、報告書の掲載》

## 2. 全国の図書館の状況

3年ごとに行われる文科省の「社会教育調査」（2018年）によると、全国の図書館数は3,360館です。そのうち地方公共団体が設置する図書館は3,338館でその蔵書数の合計は435,176千冊です。『日本の図書館 統計と名簿 2019』によると、真庭市と同程度の人口4万人以上6万人未満の自治体は157市で図書館数は313館。蔵書数は合計で34,991千冊です。

その他利用統計概要

## 3. 岡山県内の図書館の状況 岡山県立図書館協議会資料など

令和2年2月21日県立図書館図書館協議会資料より

県内の公立図書館数：70館（県立1、市町村立69）

令和2年4月に西粟倉村にあわくら図書館が開館。県内で、図書館設置条例に基づく図書館がないのは新庄村のみとなった。

- ・ 利用統計概要

## 参考資料

- 1 真庭市図書館基本計画策定委員会設置規定
- 2 真庭市図書館基本計画策定委員会 委員名簿
- 3 検討過程